

# 第8章

## ラオスにおける法曹養成制度改革

法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）チーフアドバイザー  
須田 大

はじめに

現在、ラオスでは、裁判官、検察官、弁護士の養成システムや内容に関する改善活動が精力的に進められている。その大きな契機となっているのが、2015年の国立司法研修所（National Institute of Justice、通称「NIJ」）発足である。国立司法研修所の発足前は、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会において各別に研修が実施され、裁判官、検察官、弁護士が、それぞれ法定された資格要件の下、各別の研修を受講して資格を得るという制度になっていた。それが国立司法研修所の発足により、裁判官、検察官及び弁護士という、いわゆる法曹三者を目指す者を集めて統一的な研修が実施され、その統一的な研修を修めた者が法曹への道を進んで行くプロセスに変更されるに至った。

透明性が高く、社会から信頼される司法制度が確立されることは、円滑な市民経済活動の基本となるものであり、ラオスに進出する、あるいは進出を検討する外国企業等にとっても重要なファクターを構成するものと思われる。法曹は、その司法制度を担う重要なアクターであり、質の高い法曹が存在してはじめて信頼できる司法制度が保障されると言っても過言ではない。ラオス政府は、質の高い法曹を拡大再生産するシステムを確立することの重要性と緊急性に鑑み、法司法セクターにおける人材育成を、同セクターのマスタープランである「Legal Sector Master Plan（以下「LSMP」という。）」の柱の一つとして掲げ、重要施策の一つとしている<sup>1</sup>。

本章では、第1節において、上記のような法曹養成制度改革が行われるに至った経緯と経過を述べ、第2節において、国立司法研修所設立後の法曹養成制度が具体的にどのように変わったのかを概観し、第3節及び第4節において、ラオスの法曹養成制度が抱える課題とその改善策について検討したい。なお、本稿は2016年8月現在における状況及び調査結果等に基づく報告である。

### 第1節 ラオスにおける法曹養成制度改革～国立司法研修所設立の経緯

#### 1. 国立司法研修所設立前の法曹育成過程とその問題点

##### (1) 国立司法研修所設立前の法曹育成過程

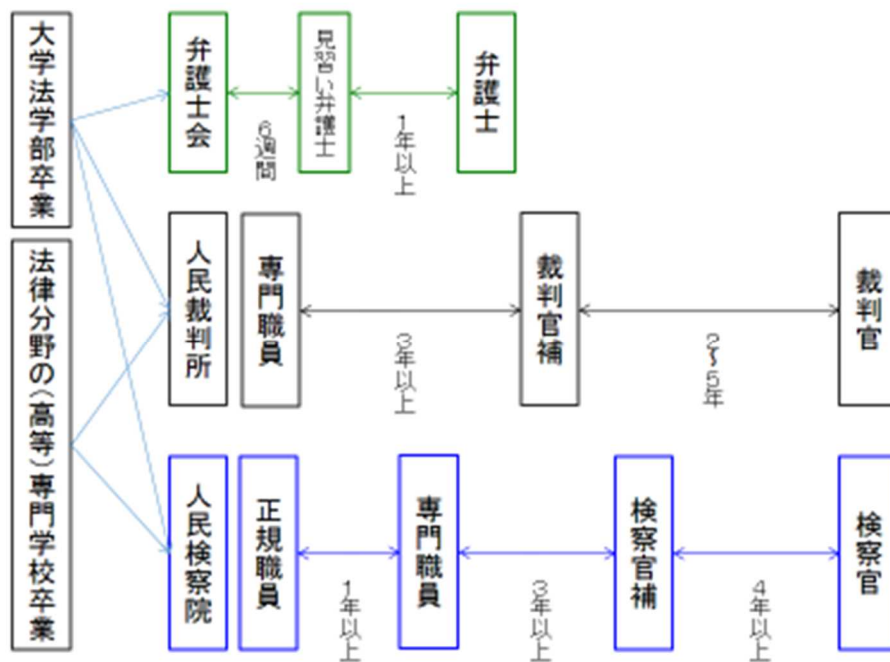
国立司法研修所は、2015年1月5日、司法省傘下の法律専門学校（以下、通称名の「ロー・カレッジ」と呼称する。）と司法省職員の研修機関であった法司法研修所が統合された司法研修所（Judicial Institute）の名称で設立され、その後、2015年4月21日付の首相令第101号に基づき、正式に国立司法研修所となった。この国立司法研修所が設立されるまでは、以下のような育成過程を辿り、法曹が養成されていた。

まず、裁判官の場合、裁判官になろうとする者は、法律分野を専攻にした高等専門学校卒

<sup>1</sup> LSMPでは、2020年までのrule of law state（法の支配国家）構築に向け、「Pillar 1: Legislative development of Lao P.D.R」「Pillar 2: Development of systematic, transparent, and effective law implementation and enforcement institutions」「Pillar 3: Development of human resources in the legal and justice sector」「Pillar 4: Development of legal databases and information resources and people's participation in the legal and justice sector」の4つを柱と掲げている。そして、このLSMP達成のためのプロジェクトであるSupport Project for LSMPでは、上記Pillar 3に対応するものとして「Output 3: More systematic development of legal and judicial professionals enabled through the establishment of a unified judicial training」が掲げられ、UNDPの支援の下、活動が実施されている。

以上の学歴を経て、人民裁判所に専門職員として採用され、その後、所定の研修を修めて「裁判官補→裁判官」と順次昇格して裁判官に任命されるというプロセスを辿っていた。次に、検察官の場合、検察官になろうとする者は、法律分野を専攻にした専門学校卒以上の学歴を経て、人民検察院に専門職員候補者として採用され、その後、所定の研修を修めて「正規職員→専門職員→検察官補→検察官」と順次昇格して検察官に任命されるというプロセスを辿っていた。最後に、弁護士の場合、法学士以上の学歴を有する者が、弁護士会の行う所定の研修を修めて見習い弁護士の身分を取得し、その後、弁護士の職業実習を経て弁護士試験を合格した者が司法省の許可を受けて弁護士の資格を得るというプロセスになっていた。すなわち、ラオスにおいては、日本と異なり、法曹が各別のプロセスを経て育成されるシステムになっていたのである<sup>2</sup>。(図表1参照)

図表1 国立司法研修所設立前の法曹養成プロセス



(出所) 筆者作成

## (2) 国立司法研修所設立前の段階におけるラオス側の問題意識

上記のように、法曹を各別に育成するシステムに対して、ラオス政府の法司法関係者は、以下のような問題意識を抱いていた。すなわち、「現在、ラオスにおける法曹三者、すなわち裁判官、検察官及び弁護士の養成は、それぞれ行われている。つまり裁判官は最高人民裁判所、検察官は最高人民検察院、そして弁護士は弁護士会において、それぞれ養成されている。このように各別で行うことにより、それぞれの法律の知識や理解、専門技術等について相違が生じ、それぞれが得られた知識を応用するとき、つまり、政府の方針、法律及び政府の各法令を実務で適用するとき、特に訴訟の場面では統一的に行われていない。そのため、違反

<sup>2</sup> このように、法曹を統一的に育成するシステムを採用していない国はラオスだけではない。例えば、ラオスの旧宗主国であるフランスも、司法官（裁判官、検察官）と弁護士とを別途に養成するシステムを採用している。一方、日本では、第二次世界大戦後の1947年以降、いわゆる司法試験制度が導入され、現在の本格的な法曹三者の統一養成の形ができあがった。2006年に法科大学院制度が導入されてからは、法科大学院を修了した者が司法試験を受験し、その合格者が最高裁判所管轄の司法研修所に入所して約1年間の司法修習を受け、司法研修所の最終試験に合格した者が法曹となる資格を得るというプロセスを辿ることが基本になっている。

行為の解釈や法律条文の解釈において矛盾が生じ、犯人に対する罪責を下すときも不当となり、司法への信頼を確保することができない場合があるため、社会から批判されている。このような状況になっているのは、様々な原因があるが、その主な原因は、法曹三者がそれぞれ別々に養成されていることにある」という問題意識である<sup>3</sup>。この点、JICAが実施する法整備支援のプロジェクトでも、「ラオスでは、法律を体系的に整理することができる人材、理論と実務の双方を考慮しながら裁判実務や法学教育を行うことができる人材が不足していることが法司法分野の大きな課題である。その主な要因は、大学等の法学教育において、法律科目の講義では条文の説明のみが行われ、法理論の体系的な説明、条文と実務上の問題とが関連付けられた説明がなされていないことが多く、その結果、学生も表面的な条文の理解にとどまっている。他方、実務家は、その育成過程において、実務と法理論とを結びつけて考えるための情報や機会に恵まれておらず、その結果、法理論の裏付けがなく、時として条文からも乖離した実務が行われ、一貫性のない法運用や法執行が行なわれていることにある」旨の分析をしており<sup>4</sup>、その主たる原因が各別の法曹育成プロセスにあるか否かはともかく、前記のラオスの法司法関係者が憂慮していた現状は正鵠を得ていた認識といてよい。

## 2. 国立司法研修所設立に向けた動き

前記のような問題意識がラオスの法司法関係者で共有される中、2012年2月、JICA主催の招へい事業として、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学の高官らを日本に招き、日本・ラオス両国の司法制度と法曹制度の比較をテーマにした講義・意見交換、最高裁判所司法研修所訪問、最高裁判所訪問、法務省法務総合研究所訪問、日弁連訪問、及び立教大学法科大学院訪問などのプログラムを実施し、日本において行なわれている法曹育成制度に関する情報提供が行われた<sup>5</sup>。同招へい事業は、法と実務の乖離、一貫性のない法運用や法執行を解決するための方策として法曹育成プロセスの改革を模索していたラオスの法司法関係者に対し、日本の参考例を示すという位置付けで実施されたものであるが、ラオス司法省副大臣を始めとする司法関係機関の高官は、司法研修所の訪問・見学、日本の法曹関係者との意見交換等を通じて、法曹三者を統一的に教育する法曹育成制度に対する関心が更に高まった。そして、これを契機として、ラオスに日本型の法曹育成研修機関を設立しようとの気運が飛躍的に高まり、法曹三者の統一的養成（以下「法曹一元養成」という。）が推し進められることになった。

2012年12月には、司法省、最高人民裁判所及び最高人民検察院が三者合意書を交わし、司法省を中心に法曹一元養成事業を進めることが決定され、2013年3月には、司法省令により、法曹一元養成を行う研修所の設立について指導する幹部委員会や専門的に検討する専門委員会が設置された。さらに、2014年3月には、副首相が会長を務める統治・法務に関する国家会議が開催され、ラオスの現状に適合した形での法曹一元養成を行う研修所を早急に設立するよう指示が出された。

<sup>3</sup> 当該発言は、2014年8月、JICA・法務省共催により実施した「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」において、ジョムカム・ブッパリワン司法省法司法研修所長（当時）が述べたラオスの現状説明として日本側関係者に述べた内容の一部であるが、ラオス側の問題意識を端的に表しているものとして引用した。

<sup>4</sup> かかる分析は、2010年7月から約4年間の協力期間で実施されたJICAの技術協力プロジェクト「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」を開始するに当たり把握されていた背景事情である。

<sup>5</sup> 本招へい事業には、ケート・キエティサック司法省副大臣（当時）、ジョムカム・ブッパリワン司法省法司法研修所長（当時）、カムパー・センダラー最高人民裁判所副長官、ブンクアン・タヴィサック最高人民裁判所司法研修所長（当時）、ランシー・シーブンファン最高人民検察院副長官（当時）、スパシット・ローワンサイ最高人民検察院検察官研修所副所長（当時）、サイコーン・サイナシンラオス国立大学副学長（当時）、及びヴィエンヴィライ・ティエンチャンサイ同大学法政治学部長の合計8名が参加した。

このようにラオス側において法曹一元養成を行う研修所を設立する動きが活発になる中、ラオス側関係者からは、より具体的な日本型の法曹養成プロセスについての情報提供が求められるようになり、これに応えるべく、2014年8月、JICA・法務省共催により「日本・ラオス法曹人材育成強化共同研究」が、日本弁護士連合会の主催する招へい事業と一部プログラムを共同実施する形で行われた。これには、法曹一元養成を行う研修所の幹部や講師になることが予定されていたメンバーが参加し、司法研修所訪問、東京地方裁判所訪問（司法修習担当裁判官との意見交換）、法科大学派遣教授（最高検検事）の講義・意見交換、司法研修所弁護士教官担当弁護士の講義・意見交換、東京地検総務部司法修習指導担当副部長や日弁連司法修習委員会副委員長との意見交換などを通じて、日本の法曹養成制度に関する詳細な情報の提供が行われた<sup>6</sup>。

ラオス側は、上記のような日本側からの情報提供を踏まえて更に準備を進め、2015年1月5日、従前の法科大学と司法省職員の研修機関が統合された組織として司法研修所（Judicial Institute）を設立し、第1期生の受入れを開始し、同研修所の中で法曹一元養成を行うようになり、その後、2015年4月21日付の首相令第101号に基づき、正式に国立司法研修所と名称も新たにし、法曹一元養成を推進することになったのである。

## 第2節 国立司法研修所設立後の法曹養成制度

### 1. 国立司法研修所設立による法曹養成プロセスの変化

国立司法研修所の設立により、ラオスの法曹養成プロセスは大きく変化した。すなわち前述のとおり、国立司法研修所が設立され、同研修所を中核とする研修期間中、将来、裁判官、検察官、弁護士という法曹を目指す者らが一元的に養成されるようになったのである。国立司法研修所に入所するために必要な要件は、以下のとおりとされている。すなわち、

- ①強い政治的な資質の持ち主であること
- ②法律分野を専攻した高等専門学校卒以上の学歴を有する者であること
- ③健康であること
- ④国家公務員でないこと
- ⑤33歳を超えない者であること（ただし弁護士になる者を除く）
- ⑥あらゆる犯罪につき有罪判決を受けた記録がないこと
- ⑦ラオス国籍を有する者であること（ただし弁護士になる者を除く）
- ⑧故意による刑事犯罪により裁判所で有罪判決を受けたことがない者であること
- ⑨規定に従った手数料を支払済みであること

の9要件である。

従前とは異なり、裁判官、検察官、弁護士を目指す法律専門学校や大学法学部の卒業生は、まず国立司法研修所の試験に合格して入所し、同所における約1年間の教育を経て卒業試験に合格することが求められ、国立司法研修所を卒業後、裁判官を目指す者は人民裁判所に、検察官を目指す者は人民検察院にそれぞれ採用された後、一定期間の職務経験と必要な研修を経て裁判官、検察官となり、弁護士を目指す者は弁護士会における研修を受け弁護士の資格を得るというプロセスになった。それぞれにつき、更に詳しく述べると以下のとおりになる。（図表2参照。それぞれの資格要件等については、参考条文を参照。）

---

<sup>6</sup> 本件の訪日プログラムには、ジョムカム司法省法司法研修所長（当時）、ブンクワン最高人民裁判所司法研修所長（当時）、ポンペット・ウンケーオ最高人民検察院検察官研修所長、ソンマイ・シーウドムパン司法省法科大学長（当時）、司法省センパチャン・ウォンポートーン氏、ミサイ・テープマニー弁護士会長（当時）、ヴィエンサワン・パンタリー弁護士会副会長（当時）、ラソーンサイ・チャンタヴォン弁護士、マニチャン・ピラパン弁護士が参加した。うち弁護士4名は、日弁連の招へい案件により来日。

### (1) 裁判官の場合

裁判官になろうとする者は、法律分野を専攻にした高等専門学校卒<sup>7</sup>以上の学歴を経て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の研修（以下「司法修習」という。）を受けて卒業試験に合格した後、人民裁判所に専門職員として採用される。その後、専門職員として3年間以上の勤務経験を経た者は、裁判官補になるための研修（以下「裁判官補研修」という。）を受ける資格を獲得し、裁判官補研修を修了すると裁判官補に昇格する。裁判官補は、その後の勤務成績により、早い者は2年間、遅い者は5年間の裁判官補としての勤務を経て、裁判官になるための研修（以下「裁判官研修」という。）を受ける資格を獲得し、そして、裁判官研修を修了した者が国会常務委員会の任命により裁判官になる。人民裁判所に採用されてからの研修は、最高裁判所司法研修所において実施される。

### (2) 検察官の場合

検察官になろうとする者は、法律分野を専攻にした高等専門学校卒以上<sup>8</sup>の学歴を経て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後、人民検察院に専門職員候補者として採用される。その後、一般採用職員と共に新規採用者対象の研修を経て正規職員となり、正規職員として1年間以上の勤務経験を経た者が、専門職員になるための研修（以下「専門職員研修」という。）を受ける資格を獲得し、専門職員研修を修了すると専門職員に昇格する。専門職員として3年間以上の勤務経験を経た者は、今度は、検察官補になるための研修（以下「検察官補研修」という。）を受ける資格を獲得し、検察官補研修を修了すると検察官補に昇格する。検察官補として4年間以上の勤務経験を経た者は、検察官になるための研修（以下「検察官研修」という。）を受ける資格を獲得し、検察官研修を修了した者が最高人民検察院長官の任命により検察官になる。人民検察院に採用されてからの研修は、最高人民検察院検察官研修所において実施される。

### (3) 弁護士の場合

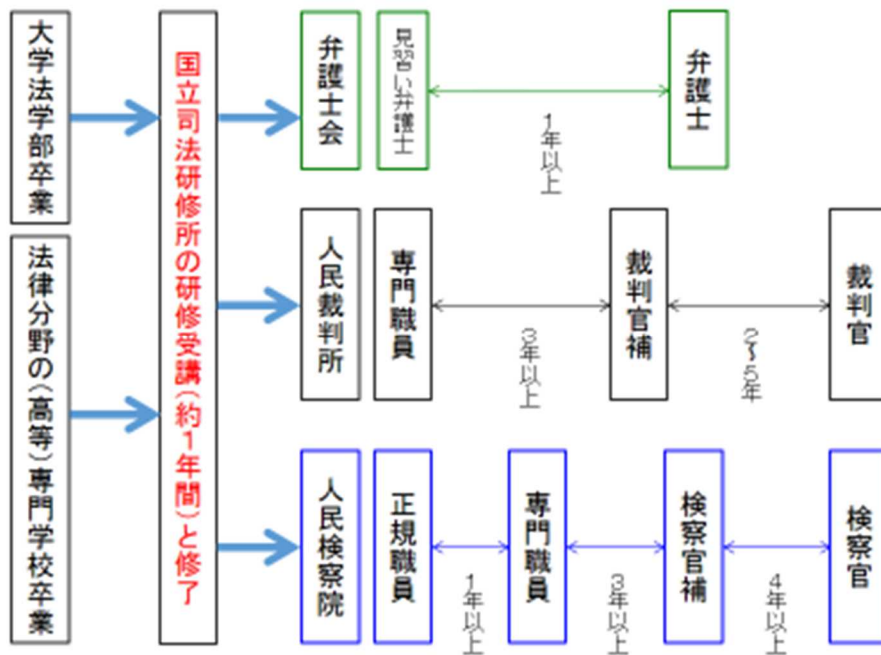
弁護士になろうとする者は、法学士以上の学歴を経て、国立司法研修所の入所試験に合格して入所し、約1年間の司法修習を受けて卒業試験に合格した後、見習い弁護士の身分を取得して弁護士職業実習を受ける資格を獲得する。弁護士職業実習を修了した者が、その後、弁護士会において実施される弁護士試験に合格し、司法大臣からの任命により弁護士資格を得る。国立司法研修所が設立される以前は、見習い弁護士の身分を取得する前提として、弁護士会が実施する研修を受ける必要があり、その上で見習い弁護士となつてからの弁護士職業実習を受ける必要があるとされていたが、同研修設立後は、見習い弁護士になるための研修は、司法修習の中で行われる弁護士事務所での実務修習によって履修したものと見做す取扱いになっているようである<sup>9</sup>。

<sup>7</sup> 現在のラオスの法学教育では、法学に関する専門学校レベルの教育を実施しているのは、司法省傘下のロー・カレッジにおいてのみである。ロー・カレッジは、単なる専門学校ではなく高等専門学校であるが、2015年1月にJudicial Instituteの名称でのちの国立司法研修所が設立された際に、同研修所の一部門として吸収されており、以後、教育スポーツ省の教育改革の影響等から新規の入学を受け入れていない（2016年8月現在）。司法省関係者からの聞き取りによれば、ロー・カレッジの高等専門学校レベルの教育修了により得られるのはbachelorではなくhigher diplomaにとどまるとのことである。

<sup>8</sup> 人民検察院法で定められた要件では、専門学校卒以上であるが、前記脚注5のとおり、現在では、法学の専門学校教育はすでに受入れが停止されているロー・カレッジにおいて行なわれている高等専門学校レベルの教育に限定されている（2016年8月現在）。また、国立司法研修所の入学要件でも高等専門学校卒業以上とされている。

<sup>9</sup> 国立司法研修所設立後の取扱いは、2016年7月1日、筆者が行ったラオス弁護士会執行委員ニーワン・ソムセンディ弁護士からの聞き取りに基づく。

図表2 国立司法研修所設立後の法曹養成プロセス



(出所) 筆者作成

## 2. 国立司法研修所入所とその後の研修等

以下、主に国立司法研修所1期生に対して実施されたものを基に、司法研修所入所と修習内容等について概説する。

### (1) 国立司法研修所入所のための選抜

国立司法研修所への入所者は、試験により選抜される。試験は、筆記試験と面接からなり、試験科目は、憲法、民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法の5科目である<sup>10</sup>。1期生については、受験者数192名、合格者数150名（定員150名）、入所者数146名、2期生については、受験者数299名、合格者数200名（定員200名）、入所者数186名となっている<sup>11</sup>。

### (2) 修習内容

国立司法研修所のカリキュラムは、12か月間のフルタイムコースで設定されており、6か月間（1008時間）の理論学習、4か月間（672時間）の実務修習、2か月間（336時間）の試験、論文作成、復習、休暇、スタディツアー等で構成される。このうち、6か月間の理論学は、基本理論（288時間）と専門技術科目（720時間）に分けられている。

基本理論（9科目、288時間）での教育内容は、下記のとおりである。

- ①政治制度及び司法関係職員のモラルの理解
- ②司法関係職員の倫理
- ③検察官の職務

<sup>10</sup> 第1期生及び第2期生に関しては、国立司法研修所の受験費用が4万キープ、年間の授業料が50万キープで運用されている（筆者が国立司法研修所専門部部長代理パタナー・ブングペン女史からの聞き取り調査に基づく。）

<sup>11</sup> 記載の人数は、筆者が2016年6月～7月の間に、数回にわたり、国立司法研修所のパタナー女史からの聞き取り調査に基づく。

- ④裁判官の職務
- ⑤弁護士の職務
- ⑥検察官、裁判官及び弁護士の各業務におけるコーディネーションメカニズム
- ⑦司法分野における国際協力
- ⑧無料法律支援
- ⑨法務事業

専門科目（2分野、23科目、720時間）での教育内容は、下記のとおりである。

（民事系11科目）

- ①民事訴訟法
- ②弁護士の民事関係書類作成技術
- ③調停技術
- ④民事事件における意見陳述書及び命令状の作成技術（検察官、裁判官、弁護士）
- ⑤民事事件における取調べ（事情聴取）
- ⑥民事事件の弁護技術
- ⑦民事事件ファイルの検討（研究）
- ⑧民事事件の公判技術
- ⑨民事事件判決作成技術
- ⑩弁護士による民事事件における法律相談
- ⑪検察による民事事件における法適用への監査監督及び民事事件判決の執行

（刑事系12科目）

- ①刑事訴訟法
- ②少年事件手続
- ③刑事事件ファイルの検討・研究（裁判官、検察官）
- ④刑事事件における捜査及び取調べ技術
- ⑤犯罪構成要件の分類及び刑罰
- ⑥刑事事件における弁護技術
- ⑦刑事事件における意見陳述書及びその他の令状の作成技術（検察官、弁護士）
- ⑧起訴
- ⑨刑事裁判の公判技術
- ⑩刑事事件における法律相談
- ⑪刑事事件判決作成技術
- ⑫検察による刑事事件における法適用への監査監督及び刑事事件判決の執行

実務修習（4か月間）では、研修生を人民裁判所、人民検察院、ラオス弁護士会のそれぞれの組織に配属し、ローテーション方式で全研修生に全機関での実務研修を受けさせる。

### (3) 修習の評価等

教育学習結果の評価は、研修生の参加度、各科目の教育学習終了後に実施される試験や本コース終了時に実施される試験の点数、クラスへの出席点により行われる。

### (4) 講師

日本の司法研修所では、裁判官、検察官、弁護士から構成される専属の教官が常勤で司法修習生の指導を行っているが、国立司法研修所では、国立司法研修所の幹部が講師を担当している極一部の一般教養的な科目を除き、法律分野の科目に関しては裁判官、検察官、弁護士といった実務家が非常勤として講師を担当している。



### 第3節 ラオスの法曹養成制度が抱える課題

前述の経緯や背景事情のもとに、国立司法研修所の設立をきっかけとするラオスの法曹養成制度改革が始まり、現在も進行中であるが、喫緊の解決すべき課題として、①計画性のない法曹（候補者）人口増加政策の見直し、②各教育段階の役割分担の徹底、③教育内容や手法の改善などが挙げられる。

#### 1. 計画性のない法曹（候補者）人口増加政策の見直し

2015年以降、ラオスにおいて法曹を目指す者は、基本的には、約1年間の司法修習（国立司法研修所での研修と実務修習）を経るシステムとなったため、国立司法研修所の卒業生が法曹候補者の主な者となる。国立司法研修所では、1期生（2015年1月～2016年12月）として入所した146名中125名が卒業し、2期生（2015年11月～）に関しては186名が入所し、2016年7月現在、173名が修習中である。このように国立司法研修所設立後、既に125名の法曹候補者が生まれており、2期生の卒業時には更に150名前後の法曹候補者が加わることが見込まれる。（図表3参照）

図表3 国立司法研修所の受入れ状況等

	1期生 2015年1月～2015年12月	2期生 2015年11月～
受験者数	192名	299名
合格者数	150名 (定員150名)	200名(定員200名)
入所者数	146名	186名 (2016年7月現在173名)
卒業者数	125名	

(出所) 国立司法研修所関係者からの聴取りに基づき筆者作成

ところが実際の採用状況を見ると、1期生の場合、卒業生125名中42名が最高人民裁判所の専門職員として採用された<sup>12</sup>が、最高人民検察院に関しては新規職員の採用サイクルと国立司法研修所の卒業時期がずれたため1期生からの採用は行われておらず、最高人民裁判所に採用された者を除く83名中18名が弁護士職業実習を受けるべく待機中<sup>13</sup>であるに過ぎない。今後、最高人民裁判所の新規職員採用人数が維持されるとともに、最高人民検察院の新規職員採用状況が改善されなければ、多くの国立司法研修所卒業生は、法曹分野での活躍を望む場合に弁護士の道を選択せざるを得ないことになる。この点、ラオスの弁護士人口は、2012年152名、2013年172名、2014年206名、2015年206名と年々増加傾向にある（図表4）。例えば、隣国のカンボジアの場合、2012年646名、2013年722名、2014年725名、2015年797名、ベトナムにおいても、2012年7,476名、2013年8,281名、2014年9,064名、2015年9,915名といずれも増加傾向にあることに鑑みると、インドシナ諸国における大きな潮流として大きな問題はないよう

<sup>12</sup> 2016年6月、最高人民裁判所司法研修所シーサワン・ルワンラート所長からの聴取り調査に基づく。

<sup>13</sup> 2016年7月、ラオス弁護士会ニーワン・ソムセンシー弁護士からの聴取り調査に基づく。



にも見える<sup>14</sup>。しかしながら、ラオスでは民事訴訟<sup>15</sup>においても刑事訴訟<sup>16</sup>においても職権主義的な色彩の濃い訴訟制度が採用されているため訴訟当事者の代理人としての弁護士が果たす役割は大きいとは言えず、また、上記のカンボジアやベトナムほど経済発展が進んでいるとは言えない状況のラオスにおいては、民間における弁護士利用のニーズが飛躍的に高まる見込みは現時点では低いと言わざるを得ないであろう。このような状況の中、国立司法研修所から毎年100名を超える法曹候補者が輩出され続けていくことは、ニーズの少ないところに多くの弁護士を送り込むことにつながり、弁護士業では生活できない弁護士を増やすこととなる。

法曹を目指して国立司法研修所に入ったものの、最高人民裁判所と最高人民検察院による安定的な新規職員の採用がないため裁判官や検察官への道も不透明・不安定であるし、弁護士になっても生活できない可能性があるとなれば、そもそも法曹を目指す者が少なくなり、その結果、優秀な人材が集まらなくなる可能性が高くなると言わざるを得ない。そしてこの問題は、国立司法研修所設立に象徴されるラオスの法曹養成制度改革成功の大きな障害となる。

最高人民裁判所、最高人民検察院による新規職員の採用や弁護士利用のニーズ等について、中長期的な予想を立てながら、法曹人口の増加計画を策定し実施することが必要であり、この点の対応が早期に行われることが強く望まれる。

図表4 ラオスの法曹人口推移

	2011年	2012年 (増減数)	2013年 (増減数)	2014年 (増減数)	2015年 (増減数)	2016年 (増減数)
裁判官	374名	385名 (+11)	396名 (+11)	405名 (+9)	421名 (+16)	417名 (-3)
検察官	350名	349名 (-1)	399名 (+50)	389名 (-10)	435名 (+46)	452名 (+17)
弁護士	133名	152名 (+19)	172名 (+20)	206名 (+34)	206名 (+0)	206名 (+0)
合計	857名	886名	967名	1000名	1062名	1075名

(出所) 最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院国際協力局、ラオス弁護士会からの聴取り調査より筆者作成。

## 2. 各教育段階の役割分担の徹底等

すでに触れたとおり、ラオスの法曹養成制度改革は国立司法研修所の設立を契機に本格的に始まっているが、同研修所の設立当時においては、大学での法学教育、国立司法研修所を中核とする司法修習教育、司法修習修了後の最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス弁護士会において行う研修が、それぞれどのような教育目標で実施されるべきかについて整理されておらず、役割分担が明確になっていなかった。そのため、大学での法学教育段階、司法修習教育段階、裁判所・検察院・弁護士会（以下「実務機関等」という。）での研修段階でそ

<sup>14</sup> カンボジアの弁護士人口については、同国で実施中の「民法・民訴法普及プロジェクト」からの情報提供、ベトナムの弁護士人口については、同国で実施中の「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」からの情報提供による。

<sup>15</sup> ラオスの民事訴訟制度の概要は、石岡修 [2014]『ラオスの民事裁判制度』JICAラオス事務所。鈴木基義編著『ラオスの開発課題』第4章を参考にされたい。

<sup>16</sup> ラオスの刑事訴訟制度の概要は、伊藤浩之 [2014]『ラオス改正刑事訴訟法の概要』ICD NEWS 第61号19頁～28頁を参考にされたい。

それぞれ実施するカリキュラムに無用な重複が数多く存在する状況にあった。例えば大学での法学教育段階でも、司法修習教育段階でも、実務機関等での研修段階でも、民事訴訟法、刑事訴訟法を学ぶ講座が設定され、極めて酷似した内容の講義が座学形式で行われるといった状況が起きていたのである。またラオスでは、法司法分野においての人材不足が顕著であるため、講師のリソースも限られており、一人の講師が、複数の段階において講師を担当せざるを得ない例が多く、このことも教育段階が異なるのに同じようなレジュメを使い同じような内容の講義が行われる背景事情になっていた。

2015年7月頃から、筆者が専門家を務める法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）では、国立司法研修所、最高人民裁判所司法研修所、最高人民検察院検察官研修所及びラオス国立大学法政治学部にも各所属するメンバーによって構成されたワーキンググループが、上記の各教育研修段階で実施しているカリキュラムの検討や教育内容の調査等を行い、各教育研修段階での教育目標が定まっておらず役割分担が曖昧であるため実施カリキュラムに無駄な重複が多く存在することを明確にするるとともに、日本の法曹育成制度の理念や実施状況等を参考にしながら検討し、以下のような役割分担の整理を行った。すなわち、同ワーキンググループは、

- ①大学教育では、主に「(主要な) 法律に関して、基本的な条文の趣旨、条文の解釈、考え方を理解させる」ことに注力する
- ②司法修習教育段階では、主に「確定された事実に法を的確に当てはめて結論を導くことができる能力」と「確定された証拠に基づき必要な事実を抽出し、法を当てはめて結論を導くことができる能力」を獲得させることに注力する
- ③実務機関での研修段階では、主に、②の能力に更に磨きをかけるとともに、各法曹分野の実務家として必要な実戦的能力を獲得させることに注力する

以上を役割分担とし、これをベースに各教育研修段階での教育内容を設定すべきであるという結論を出すに至った。

このような役割分担の整理と関係者への周知徹底は、「大学教育→司法修習教育→各実務機関での研修」という法曹育成過程が、相互に有機的に連携した一連のプロセスとして行われ段階的な研修教育がなされるために必須であり、早期に実行される必要がある。これにより、複数の教育段階で講師を担当する者も、それぞれの段階でフォーカスすべき部分を明確に把握することができるので、教育内容や手法をそれぞれの段階に応じたものにすることができるようになるであろう。また、現時点では、大学教育、司法修習教育、各実務機関での研修の関係者が一同に会し、定期的に情報共有や意見交換を行う場が設定されていないので、上記の役割分担に関する関係者への周知徹底を契機として、定期的な協議の機会を設けることが望まれる。

### 3. 教育内容や手法の改善

ラオスでは、法理論研究が進んでおらず、例えば、ある法律の条文に関する文言の解釈が問題となった場合に、当該条文の立法趣旨に立ち返って解釈し結論を導くという思考方法を身に付けている法学者や法律実務家が非常に少ない現状にある。そのため、法学者や法律実務家の中には、単純な知識として法律に何が書いてあるかを熟知しているが、その実、表面的な条文文言の理解にとどまっているという者が少なくない。法学教育の現場においても、条文自体の知識を植え付けることに主眼が置かれた講義が多く行われ、法曹育成のための研修でも、法律に書かれた内容を法律の規定順序に従って説明するという講義が多く、法曹として必要とされる基本的な能力を涵養することに向けた効果的な教育がなされていない印象を受ける。このことは、具体的には、教育や研修の現場で、適切な教材の不足、未発達な教授法という形で現れている。例えば、法曹としての基本的な能力を考えた場合、証拠から問題解決に必要な事実を抽出して事実認定を行い、その事実に法を当てはめて結論を導くという一連の作業ができるようになることが必要である。そして、この一連の作業ができるようになるためには、当然、事実認定のトレーニングを行う教材等が必要となるし、論理的に事

実認定を説明し理解させるための教授法が準備されるべきである。しかし現在のラオスには、事実認定のトレーニングを行う適切な教材は見当たらないし、事実認定手法の研究が未発達であるため事実認定を論理的に説明し理解させるためのメソッドも確立されていない。

質の高い法曹を育成するためには、大学教育、司法修習教育、各実務機関での研修の、各段階において学生や研修生に身に付けさせるべき能力を目標として設定し、その能力を涵養するために必要な教材を開発し、その教材を利用することによる教育効果を最大化する教授法を研究し、実践することが必要である。教材開発と教授法の改善は、一朝一夕には終わらず、試行→検証→改善のプロセスを地道に継続的に繰り返すことによつてのみ行うことができるものである。ラオスでは、主に外国ドナーの支援により、この点に関する対応策が緒についたばかりであるが、目に見える形にとらわれて外国で利用されている教材や教育手法を何らの検討もなく鵜呑みにして利用・実施するのではなく、ラオス自らの力によつて試行錯誤しながら進めてもらいたい。

おわりに

ラオスにおいて、質の高い法曹を養成することができる段階的教育システムが構築され、それぞれの段階で身に付けるべき能力獲得に向けた効果的な教育が実践されるようになれば、質の高い法曹の拡大再生産が可能になる。質の高い法曹に支えられた司法制度こそが、社会から信頼され、市民の円滑な経済活動の基盤たりうるものであり、法曹養成制度改革が成功し、質の高い法曹が安定的に拡大再生産されるようになることは、持続的な経済発展にとつても不可欠の要素であるといえる。現時点では、改善すべき点が多く残っている状況ではあるが、関係機関の壁を超えた協力により、引き続き、この法曹養成制度改革を推し進めてもらうことを願っている。

## 参考条文

### 【憲法（2015年改正）】

#### 第93条

最高人民裁判所副長官は、国家主席により任命、異動又は解任される。最高裁判所裁判官、人民裁判所の所長、副所長、裁判官は、国会常務委員会により、任命、異動、解任される。

#### 第102条

最高人民検察院副長官は、国家主席により任命、異動、解任される。人民検察院の所長及び副所長、検察職員は、最高人民検察院長官により、任命、異動、解任される。

### 【人民裁判所法（2009年改正）】

#### 第45条 裁判官

裁判官とは、その基準を満たし、国民議会の常務委員会に任命され、訴訟事件を審判する権利が与えられた者である。法律に則り任命された裁判官のみが、審判を下す裁判団の構成員となる。

#### 第46条 裁判官の基準

人民裁判所の裁判官は以下のような総合的基準を満たさなければならない。

- 1 25歳以上で、出生時からラオス国籍を有する者であること
- 2 強い政治的資質を持つ
- 3 礼儀をわきまえ、革命的正義を身につけ、道徳的で、自己の職務活動に誠実な人であること
- 4 法律分野を専攻にした高等専門学校卒以上の学歴を有する者であり、裁判官職務の

研修コースを受けた者であること

5 健康であること

各級の人民裁判所における裁判官の基準は、別途、規定に定める。

【人民検察院法（2009年改正）】

第25条 人民検察院長官及び人民検察官の基準

人民検察院長官及び人民検察官は、以下の基準を満たさなければならない。

- 1 25歳以上で、生まれたときから、ラオス国籍を有する者
- 2 強い政治的な要素、革命的資質を持ち、道徳的に優れ、自己の職務遂行に対して誠実な人であること
- 3 人民検察院長官に関しては、法律分野において高等専門学校卒以上の学歴を有し、人民検察官に関しては、法律分野において専門学校卒以上の学歴を有する者であり、検察職務の研修コースを受けた者であること
- 4 意図的な犯罪で刑事上の罰を受けたことがないこと
- 5 健康であること

人民検察院長官及び人民検察官は各自、基準、級及び段があり、それについては別途、法規により定める。

第26条 選任、任命、転任及び解任

最高人民検察院長官は、国家主席の推薦により国民議会によって選任又は解任される。任期は国民議会と同じ任期を有する。最高人民検察院副長官は、最高人民検察院長官の推薦により国家主席によって任命、転任又は解任される。

高等人民検察院、県・都人民検察院、地区人民検察院の長官、副長官、人民検察官、人民検察事務官及び事務職員は、最高人民検察院長官によって任命、転任及び解任される。この人民検察院法第29条4号に定めている職員の任命、転任及び解任については、人民検察委員会の同意を得なければならない。

【弁護士法】

第9条 弁護士の要件

弁護士になろうとする者は、以下の要件をすべて満たすことが必要である。

- 1 ラオス国籍を持ち、また年齢が23歳以上であること
- 2 良き態度、潔白な精神、また民族、新体制そして人民の構成な権利と利益への誠実、倫理心を持つこと
- 3 法学学士以上の学歴を持つこと
- 4 弁護士としての職業研修を受講していること
- 5 弁護士職業実習を経ていること、または法律関連の一定の業務経験を持つこと
- 6 弁護士試験に合格していること
- 7 公職を懲戒免職になっていないこと。または故意の犯罪により自由剥奪刑の判決を受けていないこと
- 8 現職の公務員、軍人または警察官でないこと
- 9 健康であること

過去に国民議会議員であった者も弁護士になることができるが、本法14条に定められた弁護士職業実習を経ていることが必要である。

第16条 弁護士の任命

弁護士になろうとする者は、弁護士試験の結果発表ないし弁護士申請から30日以内に司法省大臣より任命を受けなければならない。弁護士として任命を受けた後、弁護士会の規則に従い、弁護士会に登録し、弁護士登録カードを受け取り、同時に会員として会費を支払う。弁護士は全員、法律サービスの提供をする場合には、自身でないし他の者と共同で法律企業

体を設立するか、どこかの法律企業体に所属すること。

<参考文献>

<英語文献>

Ministry of Justice, Office of the Supreme People's Prosecutor, People's Supreme Court, Ministry of Public Security [2009], MASTER PLAN ON DEVELOPMENT OF THE RULE OF LAW IN THE LAO P.D.R TOWARD THE YEAR 2020

<日本語文献>

石岡修 [2014]「ラオスの民事裁判制度」鈴木基義編著『ラオスの開発課題』JICAラオス事務所 第4章

伊藤浩之 [2014]「ラオス改正刑事訴訟法の概要」法務省法務総合研究所国際協力部『ICD NEWS 第61号』19-28ページ